

## 令和4年 第2回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年2月25日（金） 午後1時30分～午後3時26分

2 開催場所 安中市役所第305会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

### 会議の概要

- 議長 ただいまから令和4年第2回安中市農業委員会総会を開会します。  
出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。  
安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 それでは、5番森泉壽義雄委員・12番武井洋一委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年1月25日開催の第1回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係7件につきましては、令和4年2月16日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の1月分の取扱いについてですが、6件、9筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第11回常設審議委員会が2月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の12件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番と3番でございます。

この両方の案件が、受け人が会社を退職し、一生懸命農業に励んでおります。

畑もきれいに起きております。私が見たところ、何の問題もないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

10番。

10番委員 10番です。3条の4番、5番、6番、7番になります。

営農型の太陽光の申請になります。なかなか生産性が思うようには上がってい

ない部分もあると思いますが、ぜひ農作物の生産に力を注ぎ、営農を継続して  
いただきたいと思っております。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

11番。

11番委員 11番です。1号、3条関係の2番ですが、この土地は、申請地は〇〇の東方  
手前200mぐらいのところを南に150mぐらい入った場所です。申  
請者の方は造園業を営んでおるといことで、申請地の隣でサツキ、それから  
ツツジの苗木を植えております。それで、申請地については長年借り受けまし  
て、申請地も苗木が、サツキ、ツツジの苗木が植わっている。きれいに整然と  
して作付されております。その関係で、特に問題はないのですが、非常にきれ  
いに整地されておるといことで、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

15番。

15番委員 15番です。3条関係の8番、9番になります。

営農型太陽光発電の申請に係る賃貸契約と地上権設定の契約になります。場所  
は、〇〇の街道沿いにありまして、隣がほぼ耕作放棄をしているような田んぼ  
の隣になります。耕作上の中断というか、耕作上の邪魔になるようなことはな  
いと思われまので、特に問題はないかと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

6番。

6番委員 6番です。第3条関係の11番と12番であります。これは5条関係の16  
番に関連いたしますが、今この〇〇地区におきましては、〇〇の関係の土地改  
良を準備進めておりますので、それでまたこの土地が土地改良の予定地域内と  
いことで入っておりますので、ちょっと私のほうとすれば取下げなりとい  
うことでお願いしたいと考えております。

また、土地改良の予定地に入っておりますので、今後このような申請が出てく  
ることが懸念されますので、その辺も考えまして、取下げなりとい事でお願  
いしたいといふうを考えております。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。今の議案第1号、農地法第3条の関係の11番、12番で〇〇の関係と一緒にするわけなのですが、同一議案掲上になっているので、〇〇の2件、これが5条の16番と同一の案件なのですが、営農型の太陽光発電ということで、借受人のほうが〇〇の西側の信号のところで2年前かな、やはり青地に太陽光発電ということで営農型で、その下にサカキを作っている本人でございます。それと、12番の同じく2段目、3段目の件と同じなのですが、場所としては宅地の北側並びに東側で、チョウチョウが舞うような羽形になっている農地ですけれども、所有者は違うのですが、営農型の太陽光発電ということで、東側については全て、一部を除いてほとんど荒地になっております。農用地の農振地域内ですけれども、営農型ということで、この辺については問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。ないですか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に4番から7番の4件、2班に1番、2番及び8番、9番の4件、3班に3番と10番から12番の4件、以上合計12件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、2月21日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現

地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の16件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

1番。

1番委員 1番です。議案第2号、農地法第5条の5番と6番です。

まず、5番なのですけれども、この場所はまだ場所が広過ぎて目標になる物があまりないんですよ。目標になるのは、南側に九十九の上野の集落が五、六百m直線上見えるところなのです。上毛三山一望、浅間山も一望、本当に景色のいいところで、日の出から日没まで日陰になるところが全くありません。太陽光にはもううってつけの場所だと思います。設定人のほうも、体調を崩しまして何年か全く農業ができない状況になっています。そういうことで、太陽光発電の、ソーラー発電の話があったところ、太陽光発電を設置することで決めたようです。

それから、6番につきましても〇〇さんが1人で、農地はいっぱい持っているのですけれども、〇〇さんが今〇〇亡くなって1人だけなのです。〇〇していた方なのですけれども、農業が全くできないということで、そこへソーラー発電を設置してもらおうということで決まったようです。特に周りに対する日陰になるとか、そういうやつは全くありませんので、太陽光にはうってつけのところ、いいのではないかと思います。

30年ぐらい前、バブルのとき〇〇ができるということで、1回〇〇が入ったのです。でも、周りが全部桑畑です、当時は。今、桑畑も大分減ってきていますけれども、それもほぼ大体7割ぐらいがもう遊休農地になっていますかね。そんな関係で、〇〇も桑畑だけで、植栽にかかってしまうので、それでやめてしまったのですね、植栽にかかり過ぎてしまうということで。それで、〇〇はいい〇〇ができたのだと思いますけれども、そういうことでご検討していただきまして、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の2番、3番、4番、8番、9番、10番の件です。まず、2番ですが、〇〇の下の住宅地の一角で、これも問題ないと思います。3番です。これは国道18号の〇〇のすぐ東の〇〇のある場所です。その東で、昔〇〇があった場所に〇〇を造っていきまして、その駐車場に行く道路ということで、これも問題ないです。4番です。4番は、〇〇の、先ほどのと同じ住宅地の一角で、これは3種農地なので、これ問題ないと思います。8番です。8番は、〇〇の跡地の〇〇と国道18号の間の中のところでありまして、これ3種農地で、これ問題ないと思います。続きまして、9番です。9番と10番、これ同じような場所で、同じ使い方なのですけれども、9番の国道18号の〇〇の1つ手前の手押しの信号の西のところなのです。北側なのですけれども、そこで太陽光ということで、国道から入るのに1段下がるのですよね。それで、直接入るいい道がないので、その10番の土地を使って工事するというので、これも国道端なので、これしようがないかなという感じで問題ないと思います。以上です。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法5条の11番、12番、13番について説明させていただきます。まず、11番ですが、こちらは周辺が宅地化が進んでおり、周りに若干農地は残っているのですけれども、周辺農地への影響は少ないと考えられます。続きまして、12番ですが、こちらは図面を見ていただければ分かりますように、もう完全に周りは全て宅地になっております。周辺農地への影響はないと考えられます。続きまして、13番になります。こちらは、〇〇さんの反対側の通り端なのですけれども、北側に田んぼがつながっていきまして、そちらでは現在も耕作がされています。南側にこの建物ができると、若干日陰になる可能性もあるのですが、図面を見る限り、北側に進入道路を造る予定になっているようなので、その辺少し可能な限り、北側で活用されている農家の方への影響がないような構成をしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号の農地法5条の1番ですが、申請地は受け人が渡し人より以前から管理を委託されていたものでありまして、現状も見てまいりましたが、一部は駐車場として、ほかは耕作されておりまして、譲渡人から受け人に移るということで、問題ないと思います。

議長 ほかにございますか。

10番。

10番委員 10番です。ちょっと補足になるのですが、5条の5番、6番、営農型の形成なのですが、なかなか生産性が上がってこないということで、前年度2割、3割、今年度は4割、5割を目標として生産性を高めるという努力はしているのですが、このまた申請によって一時転用期間を10年というのは、もう少し考えたほうがよいかなと思いますので、その辺をまた審議の参考にしていただきたいと思います。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第2号の農地法5条の14番並びに16番の下2つについてでございます。

まず、14番につきましては、〇〇の西側に当たります。事業所がありまして、その東側の耕作放棄地でございます。資材置場ということで、賃貸借権という関係でございますので、特に問題はなかろうかと思っておりますので、審議の参考をお願いいたします。

また、先ほど1号議案で出ました営農型太陽光発電の一時転用の関係の〇〇の関係2枚につきましては、特に問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法5条関係の7番、15番になります。

7番は、農用地の区域内でありますけれども、営農型太陽光発電ということで申請がありました。作業というか、農作業に支障は出ないと思われまので、

あとは許可相当だと思います。

それと、15番です。15番が、面積はちょっと広いですが、ほかに耕作しているところが周りにないので、特に問題はないと思いますが、〇〇という一番下の住所に、実は〇〇で、今ハウスを使って調整作業をしております。これが、まだ作業中なものですから、あと一、二か月はちょっと寒さで作業が遅れていまして、遅れると思いますが、それが終わり次第、ハウスを撤去して、太陽光のほうの作業に移るといった話が行政書士、施主、それと申請人ですか、には話ができっておりますので、ちょっと一、二か月遅れますけれども、そのような状態になっております。場所的には2種農地で、特に問題はないと思われます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。先ほど1号議案の3条関係で関連があるということで、5条関係の16番でございます。

〇〇のところなのですけれども、ここは〇〇の西側の南に位置するところでありまして、これ昨年ですかね、大分荒れていたのですけれども、きれいにしてあります。それで、ここ先ほど申しましたが、土地改良の予定地区内ということで入っておりますので、その辺も含んでご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から6番の6件、2班に7番から11番の5件、3班に12番から16番の5件、以上合計16件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。



なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:07)

(書類審査)

(再開午後 2:32)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号、農地法第5条関係の5番から7番及び16番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第2号5番から7番の案件申請者から説明を求めます。  
(議案第2号5番から7番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

5番～7番申請者 本日はお世話になります。〇〇株式会社太陽熱業務マネジャーの〇〇と申します。本日はお忙しいところ、私たちの申請案件のほうをご審議していただきまして、誠にありがとうございます。この後、担当のほうで説明申し上げますので、よろしく願いいたします。  
それと、こちらが〇〇株式会社担当の〇〇でございます。  
こちらが、農業法人の〇〇の〇〇マネジャーでございます。  
どうぞよろしく願いいたします。

5番～7番申請者 では、私のほうから説明に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

今回申請させていただきました案件が、合計で5つありまして、一つ一つ説明させていただきます。

1つ目が、〇〇という〇〇から西に行ったほうにある〇〇の方の土地になります。ここの所有者の方が、〇〇住んでいらっしゃる〇〇様で、転用面積に関しましては、合計で857平米あるところの転用面積が2.8平米ということになっております。現在の耕作状況が、耕作という形になっております。

2つ目です。こちらが、営農型の露地栽培となっております。2つ目も、先ほどの地主様と同じ〇〇様の〇〇という所となっております。こちら1,302平米のうち、転用面積が3.2平米となっております。転用に関しましては、太陽光営農型の転用になりますので、脚の部分だけの転用の面積になっております。こちらの〇〇の土地は、ハウス型の営農型栽培施設となっております。

3つ目です。3つ目も同じ〇〇様の土地でございまして、上野原の〇〇の土地になっております。こちら1,021平米のうち、一時転用で3.2平米のほうになっております。こちらハウスの営農型発電所になっております。次が、4つ目の説明になります。4つ目の土地に関しましては、地主様が〇〇様で、〇〇に住んでいらっしゃる方で、こちらが〇〇になっております。現在の状況に関しましては、こちら耕作地になっておりまして、1,171平米のうち2.72平米のほうを一時転用させていただきます。こちらの施設につきましては、ムカデ型の露地とする営農型発電所になっております。

次が、最後になります。最後が、〇〇地区のところで営農型の露地栽培のほうをやるのですけれども、地主様が〇〇様と〇〇様になっております。地番が、〇〇と〇〇になっております。現在、どちらとも耕作となっておりまして、合計しまして1,292平米のうち3.44平米のほうを一時転用させていただきたいと思っております。事業のほう、こちらで報告を終わります。

以上になります。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。ございますか。

1番。

1番委員 ご苦労さまです。〇〇さん、大規模にソーラー発電をおやりになってはいますけれども、〇〇地区は本当に日当たりがいいところで、ソーラー発電にはもってこいの場所だと思うのです。日の出から日没まで、一日中もう陽が当たってますからね。でも、ここにカボチャを作るということですよ。近くでカボチャは、もう既に作っていますよね、そのちょっと東のところ。見ますと、カボチャもあまり生産性がよくない。私、散歩をしながら、私もあの場所で、よくあそこを通るのですけれども、あまり今年、去年かな、1年目ですよ、カボチャ作ったのはね。見ると、生産性はあまり上がっていないような気がするのです。

それで、場所的にはカボチャの味がいいのができると、カボチャはどっちかというところへ、砂地でもいいのができるのはサツマイモなのだけれども、しているのですね。いいものは、味がいいのができるのですけれども、ただ栽培するには難しいと思うのですよね。どっちかというところから乾きますし、そういう面はあるのですけれども、一時転用、これは10年間許可が出るのですけれども、生産性です。その辺を見ますと、10年間と

いうより3年間ぐらい様子を見させていただいて、その後10年間になるかどうかはあれですけども、そういうことで3年間ぐらいで、3年間で一応生産性を見させていただきまして、それで許可をしたいと思うのです。初めから10年間ではなくて、3年間ですね。そういうことで、ちょっと承知をしていただきたいと思うのですけれども。

カボチャも乾きとかあるのでちょっと大変ですから、水も結局下から持ってこなくては、水も全くありませんから、あそこ乾き場ですから、高い丘陵地で。私もあの辺近くにあるのですけれども、なかなかいい作物ができなくて、昔はあの辺全部もう100%桑畑だったのですよ。今、桑畑もだんだん少なくなって、養蚕はもうほとんどしてませんから、ああやって畑になっているのですけれども、そういうことで3年間ということをお願いしたいと思うのですけれども、3年後ちょっと生産性を見させてもらってということをお願いしたいと思うのですけれども。

5番～7番申請者 よろしいですか。

議長 はい。

5番～7番申請者 すみません。今、農業委員さんからいろいろとアドバイスをいただきまして、弊社の実績で8割要件というところがまだ満たされていないというところで、今のご意見を頂戴したのかなというふうに思っております。

弊社といたしまして、今まで〇〇というところで農業のほうをやっておりまして、弊社の考え方としましては地元雇用というのを、今実際ここは松井田・安中・富岡エリアというところに含まれておりまして、弊社のですね、そこでシルバーの方、60歳以上の方を10年ほど雇用のほうをさせていただいております。それで、今ちょっと人手のほうも足らないので、そこら辺手入れがよくできていなかったという部分もあります。そういうところにつきましては、地域雇用のほうで地元の方のシルバーさん等を増やして、いい作物ができて、弊社の場合は〇〇にもごぎいますけれども、「〇〇」という形で販路のほうをごぎいますので、そこでしっかりした野菜のほうを販売していきたいというふうに考えております。

また、8割要件に達するような努力といたしましては、外部から種苗会社の方を、指導のほうをいただくというところで、8割収穫をパネル下でもできるようなところで取組のほうをしていくという所存でございますので、また安中市の農業委員会の皆様には日頃から監視、また巡回のほうをしていただきまして、

ご指導のほうを賜ればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

10番。

10番委員 今日のご苦労さまです。営農型の太陽光の外周をビニール幕で覆い、外観はビニールハウスに似た形状になりますとあるのですけれども、現在そのような設置をして営農している場所とかありますか。

あと1つ、もう少し詳しく教えていただけたらありがたいと思うのですけれども、説明をお願いします。

5番～7番申請者 ○○生産部、○○がお答えさせていただきます。

今、現状ですと、○○にイチゴと水耕栽培に主にハウス型として建てられているところがございまして、こちらは地域の栽培反収に近い数字が出るような実績はございます。

議長 10番。

10番委員 今、現にフェンスの周りとかにビニールを覆ってイチゴを栽培しているということですか。

5番～7番申請者 そうですね、ソーラーパネルの架台にビニールをつけて、ハウスに寄せて栽培をしているということです。

10番委員 それは、その目的とはどんな形を考えているのですか。寒さよけとか。

5番～7番申請者 そうですね、保温をして、あとはハウス型にすることによって、やっぱり作業性というものが上げられるかなというふうに考えます。

10番委員 それは、割と厚いビニールのもので覆うのですか。

5番～7番申請者 そうですね、厚いもの。今ですとエフクリーンというものを使って、耐用年数確か20年位でフッ素加工のものです。

10番委員 もし、割と風が強かったりする場所とかには、そのビニールが外れて周辺に飛んでいくとか、そういう対策は取っているのですか。飛ばないように。

5番～7番申請者 ○○も、風はやっぱり当たってしまうことがありまして、外周にネット、害虫ネットだったりを設置しまして、そちらで道路だったり、ほかの方のご迷惑にならないように努めてはいます。

10番委員 分かりました。ありがとうございます。

5番～7番申請者 すみません。補足説明させていただきます。

10番委員 はい。

5番～7番申請者 エフクリーンというちょっと20年の耐久性のもので、一般のビニール

シートとは違うハウス用のしっかりしたビニールの素材になります。それで、外部から強風で物とか飛んでくると、さすがに穴が空いてしまうのですけれども、通常の風ですと、〇〇地区というのは吹きおろしがすごくあるのですけれども、そんなに破れたことはないというところで、外周はネットがありますので、ビニールがあったとしても引っかかるような状態になると思われま。よろしくお願いたします。

議 長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

委 員 なし。

議 長 では、ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

5番～7番申請者 どうもありがとうございました。よろしくお願いたします。

(議案第2号5番から7番申請者退出)

議 長 次に、議案第2号16番の案件申請者から説明を求めます。

ちょっとお待ちください。

暫時休憩。

(休憩午後 2:48)

(再開午後 2:53)

議 長 では、会議を再開します。

議案第2号16番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、異議ありませんか。

委 員 異議なし。

(議案第2号16番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

16番申請者 こんにちは。株式会社〇〇の、私〇〇と申します。

今回、安中市の〇〇と、あと〇〇のほうで営農型の太陽光事業のほうを担当させていただきますが、よろしくお願いたします。

16番申請者 私は、サカキ農家をやっております。まだまだ年数は、今サカキ農業を始めて13年目になります。山取りから始めまして、今は畑栽培、露地栽培とパネルの下での栽培をしております。パネルの下での実績は、まだ7年しかございませんが、徐々にこれを確立していきたいと考えております。今日、商品なんかも、こういった商品などを持ってきましたので、後でご説明できればと思います。今日一緒にやっていくチームとして参加させていただきます。よろしく

お願いします。

1 6 番申請者 それでは、農業従事者の〇〇様のほうのご紹介をお願いします。

1 6 番申請者 〇〇というところで、一応認定農家という形でもってやっております。主に原木シイタケの生産のほうをしています。〇〇です、よろしくお願いします。

1 6 番申請者 以上で自己紹介を終わります。

議 長 では、申請者の説明が終わりました。  
質問等のある方はお願いします。

2 番。

2 番委員 2 番です。ご苦勞様です。ちょっと話しづらいのですが、申請が3か所から出て、3か所申請が出ているのですけれども、この〇〇地区に関してちょっと確認させてもらいたいののですが、こちらの地元委員さんのお話を伺うと、測量が始まっています、土地改良の予定がこの地域全体としてあるという話は聞いていますでしょうか。

1 6 番申請者 先ほど農業委員会事務局の真下様ほうからそういう話を聞きまして、地主、地権者の〇〇様という方なのですが、電話で確認したところ、そのような話は知らないということでした。

2 番委員 知らない。

1 6 番申請者 はい。

2 番委員 そうですか。一応現実として、もう外周の測量が始まっているらしいので。

1 6 番申請者 外周の測量ですか。

2 番委員 まだ正式に事業化されているわけではないのですが、事業化するための準備段階という事になるんですね。そこで、1つ確認したいのですが、そういう予定がある土地にサカキを植えて、これ根が張るものですから、ソーラーパネルは移設もできますけれども、数年後に土地改良した場合、区割りが変わるわけですよ。土地改良分かりますか。

1 6 番申請者 はい。

1 6 番申請者 土壤改良ではなくて。

2 番委員 土壤改良ではなくて、土地改良。

1 6 番申請者 ああ、改良、区割りされてしまうということですか。

2 番委員 大きく、平らな大きなものにしたり、中身を入れ替える、区画を変えるわけです。今、小さい区画なのです。

1 6 番申請者 大がかりに。

2番委員 そうです。そうすると、元の面積に応じて新たな面積に配分されるのですけれども、同じところではないのですよね。換地でもないのですけど、要はその中で役員さんがいろいろ考えて区割りをしていくわけなのですけれども、これが単年度の作物であれば撤去した後に対応できるのですけど、サカキという事になると植えてしまうと移設ができないわけですよね。

16番申請者 そこでなののですけれども、基本的に樹木で、これが5m、6mになってしまう、通常の露地のサイズでいうとそれは難しいのですけれども、例えば来年移設したいとなった場合は、通常ですと2月から3月の中旬ぐらいまでの間に、しっかり冬の寒い間に根切りとって60センチぐらい根っこを切っておいて、それから根巻きで移動するという事はできます。

2番委員 ああ、そうですか。

16番申請者 はい。

2番委員 仮に、この土地改良が正式に決定して事業化が進んだときに、皆さんはサカキの移設とソーラーパネルの移設ができますか。それが、今ちょっと具体的に農林課とって、こことは違うところがやっていることなので、どこまで進んでいるのかちょっと確認が取れないので。

16番申請者 同じぐらいのね。

2番委員 面積はほぼ同じ面積、もしくは事業によって違ってくるのですけれども。

16番申請者 大体場所的には。

2番委員 場所は分かりません。全体の中で、どこに区割りをされるかというのは、私たちが分かることではない。

16番申請者 多分二、三百枚あると思うのですけれども、それであれば対応したいと思います。

2番委員 ああ、そうですか。それが終わってからやるのではなくて、土地改良終わってからやるのではなくて、もうやってしまう。着工して、それが土地改良が具体化したら、そこで移設。移設していただけるということでよろしいですか。

16番申請者 はい、分かりました。大丈夫です。

議長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

14番。

14番委員 14番です。〇〇さんにお伺いしたいと思います。

〇〇の西側のシイタケ栽培している裏に、昨年かその前、営農型の太陽光発電

始めましたよね。

1 6 番申請者 はい。

1 4 番委員 サカキを植えたのが去年の春ですか。今年が2年目ですよ。この資料を見ますと、6年間は養成期間ということで、7年目から初めて販売になりますよね。今、こちらのサカキのほうの会社の人が……

1 6 番申請者 ○○の○○と申します。

1 4 番委員 それがパネルの下にサカキを作り始めて7年目という話を先ほどいたしましたけれども、初めてパネルの下で栽培したサカキを販売したのが去年ですか、今年。

1 6 番申請者 簡単に説明しますと、パネル下において安定の収穫を見込めるのは5年目からなのですね。

1 4 番委員 ああ、5年目からね。

1 6 番申請者 実際に、山の杉、ヒノキの下の遮光率を再現できます、パネルの下ですと。人工的に肥料と肥培管理をすることによって、実績としては3年目から収穫が始まっています。これは○○でも実績が出ているのですが、寒い寒冷地ですと○○というところでも早い収穫が、山よりも早い収穫は見込んでいて、今回の○○さんもそれに合わせた、非常にソーラーパネルのスリット、隙間とパネルの高さ、それからその下の土壌改良、畝と明渠の深さとか、そういうものをしっかりやってあげることによって、私は3年目からしっかり収穫が始まると。

1 4 番委員 3年目から収穫ができて販売もできるということで、一番聞きたいのは、その露地栽培とパネルの下で栽培したサカキの品質、どちらが単価的に市場で、市場に出すのだと思うのですけれども、市場の値段はどちらがよろしいですか。それちょっとお聞きしたいと思います。

1 6 番申請者 これは、露地栽培、九州と静岡では完全な露地で育てています。完全な露地で育てていると、どういうことが起きるかということ、節間、葉っぱから葉っぱまでの節間が短くなって、要は葉っぱが詰まってくるのです。葉っぱが詰まってきた上に、小葉、小さい葉っぱになります。ところが、これが日陰の山の中とか遮光率が高いところだと、もう私が木だとしたら、木軸に対して少しでも日を取ろう取ろうとして真横に伸びるのです。葉っぱ一枚一枚が大きくなる。

神棚に供えたとき、どうでしょう。これは、とりあえず葉っぱは正面を向いてほしいですね。そうすると、葉っぱが真横に行って垂直に真っ平らなもの



がいいと。ところが、露地で生えているサカキ、皆さん思い出していただきたいのですけれども、全部葉っぱが閉じているのですね。日をよけよう、よけよう。

1 4 番委員 ああ、そうですね。小さいですものね。

1 6 番申請者 そうすると、葉っぱが裏を向いていたり、例えばこの中で言うと、これちょっと日の当たるところで南側で少し取れた、こういうふうに葉っぱが閉じてきてしまうのですね、日当たりのいいところは。

1 4 番委員 ああ、全然見た目が違いますね。

1 6 番申請者 はい。これのほうがきれいに、私はきれいだと思っています。

1 4 番委員 市場での評価というのは、そのパネル下のほうが。

1 6 番申請者 もちろんです。

1 4 番委員 どのぐらい。

1 6 番申請者 価格差ですか。

1 4 番委員 ええ。

1 6 番申請者 価格差は、これは正直申し上げますと、日本で一番高いのは八丈島の露地で作っているものです。でも、一般的に考えると葬儀だったり結婚式だったり、あとは神社さんで、あと靖国神社にも納品はしているのですけれども、そうすると必ず葉っぱが平らなものという指定がございますので、山に神様がいて畑にはいないという考え方もあって、なので日陰で育っている真っ平らなものがいいというお客様が非常に多いです。

1 4 番委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、あと〇〇さんにお聞きしたいのですが、裏は自宅というか、お兄さんのシイタケ小屋から近いところで管理が行き届くと思うのですが、あと〇〇の2か所は自宅のすぐそばですので、割合栽培が、管理楽かと思うのですが、今度は〇〇、ちょっと距離がありますので、そんなに野菜ではないから毎日見に行く必要はないと思うのですが、労力的にはあれですか。面積が結構2反6畝今度増えますよね。全部の栽培面積ではないのですけれども、一応2反6畝の畑を管理するのに労力的には大丈夫ですか。

1 6 番申請者 大丈夫です。といいますのは、〇〇というか、自分もあまりちょっと地名は分からないのですが、〇〇に〇〇のある畑が1町歩ちょっとありまして、そちらのほうに時折行くようにはなっていますから。

1 4 番委員 ああ、そうですか。はい、分かりました。では、頑張ってください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、サカキ山取りすると言っていましたよね。これ山取りって、どの辺の山があるのですか。

1 6 番申請者 群馬県は、私もいろんな山へ入っていますけれども、群馬県は個体数が少なかったです。

1 番委員 ああ、そうですか。サカキはいっぱい種類があるのですけれども、ヒサカキとかホンサカキとか、もちろんホンサカキなのでしょう。

1 6 番申請者 ホンサカキは関ヶ原より西で使います。ヒサカキは関東から北海道まで。ヒサカキは、ヒサカキだけで、このヒサカキは240種類ありまして、マサカキ、ホンサカキは170種あります。この中でも、それぞれ使えるのはホンサカキで栽培用に使える、成育がよくて葉っぱの色がよくて枝数が多くて病害虫に強い、耐寒性も強いというのは、両方合わせても10種類もないぐらいです。それを一応選抜品種で、うちで毎年毎年選抜の苗を作っています。

1 番委員 私の同級生が、〇〇に嫁いでまして、やっぱりサカキ、神社ですから、それで同級生が、私が伊勢神宮に行ったとき、伊勢神宮で買ってくるのが一番いいのだということを言われて、サカキを買ってきたのです。このくらいのね。

1 6 番申請者 苗木ですか。

1 番委員 苗木です。ほぼ何年たちますか、4年ぐらいたちますけれども、まだこのくらいにしかありませんね。

1 6 番申請者 伊勢神宮の苗木は、恐らく御荘ですね。御荘で育てていて、実際にお伊勢様の苗木というだけで、これは力があって、ありがたいという苗でしょうけれども、恐らく私からすると、その品種を何年ぐらい前ですかね、それはもう例えば10年前だったとしましょう。10年前にサカキの品種改良が行われていたという実績はないのです。なので、そういうことは文献にも出ていないので、私が日本で育つ、東北でも群馬県でも関東でも西日本でも、この苗だったらこの土地に合うというのは、私が一番、日本人の中で一番知っているという自信はあります。

今日、見本としてお持ちしたのですけれども、この苗、これはヒサカキの苗になります。このヒサカキの苗は、まず地面から真っすぐ、木軸が真っすぐ出てくるのです。通常の苗というのは、ぐにゃぐにゃ曲がっていたり、ホームセン

ターとかでも売っているのですけれども、あとそれから露地で植えていると花が多くて実がっぱいついてしまって、あまりきれいに見えない。でも、実が少なくて花も少なくて葉っぱの色が濃くて木軸が真っすぐで、真上から見ると360度四方から収穫ができるという品種をしっかりと育てていけば、これは営農として成り立つというふうに考えております。

でも、やはり今おっしゃったようにホンサカキを、これからは若い人もかなりスピリチュアルブームというか、精神的な社会になってきて、若い人が特にこのサカキの需要が増えてきています。そこで、ホンサカキの需要というのも上がってきているので、今、今年植え付けたのは、挿し木で増やしたのは7万株中5万株がホンサカキを増やしました。2番株がヒサカキでした。なので、ホンサカキ需要というのを、この地域でも植えていきたいと考えております。

1 番委員 私も軽井沢のツルヤさん、和歌山から今入ってきている。

1 6 番申請者 ああ、はい。

1 番委員 毎月15日、神社で1日に月2回替えているけれど替えてしまうのはもったいないぐらいなのです。全然傷みませんからね。

1 6 番申請者 きれいですね。

1 番委員 もったいないのです。

1 6 番申請者 私も和歌山の田辺市で2年間住んでいて、龍神村というところでサカキの産地なのですけれども、今度ぜひ苗木をお持ちしますので、よく見てください。

1 番委員 私のは茶色くなってしまったのですよ。日焼けするのですね、日に当たると。

1 6 番申請者 やはり日陰のほうがいいですね。

1 番委員 そうですね。

1 6 番申請者 はい。日陰のほうが。

1 番委員 いずれにしましても、頑張ってください。

1 6 番申請者 ありがとうございます。一緒にやっていきますので、よろしく願います。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

1 6 番申請者 ありがとうございます。よろしく願います。

(議案第2号16番申請者退出)

議 長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:17)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:17)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、4番から7番までの4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番から2番、8番から9番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番と10番から12番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 5 番です。1 班に付託されました議案第 2 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 6 番の 6 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 1 番です。2 班に付託されました議案第 2 号、農地法第 5 条関係は、7 番から 1 1 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 6 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 5 条関係は、1 2 番から 1 6 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書 5 ページ記載の 19 件です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員

なし。

議長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員

挙手全員。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和 4 年第 2 回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

時に午後 3 時 26 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和 4 年 2 月 25 日

安中市農業委員会会長

5 番委員

12 番委員